

令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討委託業務
プロポーザル実施要領

1. 本プロポーザル実施の目的

令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討委託業務を委託するにあたり、プロポーザルを実施して、広く提案を募り、選定方法の公平性及び透明性の確保を図りつつ、この業務に最も適した者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とします。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討委託業務

(2) 業務の内容

「令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討委託業務に関する仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり実施するものです。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された企業等の企画提案内容に応じて変更することがあります。

(3) 選定方式

本プロポーザルは、簡易公募型とし、書類審査(場合によりヒアリングを行う)による選定とします。

(4) 業務期間

契約締結日から令和2年2月21日まで。

(5) 予算額

9,535千円(消費税及び地方消費税含む)以内とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加の資格を有するものは、次の事項をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和元・2年度大潟村建設業者等級格付名簿に登録された者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者ではないこと。同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた民間企業等でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者でないこと。同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた民間企業等でないこと。
- (5) 日本国内に、本社を有していること。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して、公告の日から企画提案書提出期限までの間に、指名停止期間がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。
- (8) 平成26年度以降(過去5年)に地域エネルギー事業もしくは地域エネルギーマネジメントの計画策定及びそれに類する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績が

ある者。

4. 質問及び回答

本実施要領、別紙仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書(様式第2号)に記入し、次の方法で提出してください。

(1) 提出期限

令和元年10月2日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式第2号)を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

電子メール:g-kankyo@ogata.or.jp

(3) 回答方法

提出された質問の回答は、令和元年10月3日(木)に質問者名をふせて全質問の回答を集約したものを、大潟村HPに掲載します

(4) 留意事項

- ・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。
- ・定められた様式以外での質問は一切行わないでください。
- ・電子メール以外での質問は一切行わないでください。
- ・説明会は実施しません。

5. 参加申込書・企画提案書の提出

(1) 提出書類及び部数

- ①参加申込書(様式第1号):1部
- ②会社概要書(様式自由):正1部、副5部
- ③企画提案書表紙(様式第3号):正1部
- ④企画提案書(様式第4号):正1部、副5部(A4判で8ページ以内とする。)
- ⑤参考見積書(様式任意):正1部、副5部(予算額9,535千円以内とする。)

(2) 提出期限

令和元年10月11日(金)午後5時まで

(3) 提出場所

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1

大潟村環境エネルギー室 (担当:畠山)

TEL:0185-45-2115 FAX:0185-45-2162

電子メール:g-kankyo@ogata.or.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送(配達記録が残る方法とすること。)、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

なお、FAX、電子メールで提出した場合は、提出期間内に電話で受理の確認をしてください。

※持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く各日、午前8時30分から午後5時00分までとします。

※郵送の場合は提出期限必着とします。なお、封筒の表には本件に係る書類が入っていることが分かるように記載してください。

※企画提案書等に使用する言語は、日本語としてください。

6. 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者の選定にあたっては、令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討委託業務契約候補者選定審査会において、提出された企画提案書を別添の評価基準に基づいて総合的に評価し、かつ、見積額が予算額を上回っていない最適なものを選定し、選定した企画提案書の提案者を契約候補者として特定します。なお、審査会は非公開とし、参加者が1者であっても実施します。

(2) 審査結果の通知

契約候補者の選定後、速やかに参加者に文書(様式第5号)で通知します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限を過ぎて参加申込書・企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 提出書類に不備の記載があった場合
- (4) 本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する行為等により審査会委員長が失格であると認める場合

8. 業務の契約

本業務に係る契約は、契約候補者と協議を行い、協議が整い次第、大潟村が定める方法により締結します。ただし、契約条件が合致しない場合には委託契約の締結ができないこともあります。

9. その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成等についての費用は参加業者の負担とし、提出された書類は返却いたしません。
- (2) 提出された企画提案書の資料の追加・訂正・変更は、大潟村の依頼又は合意があったもの以外は一切認めません。
- (3) 審査結果に対しての異義申し立ては受け付けません。
- (4) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、大潟村長が継承します。

10. 応募・照会等窓口

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1

大潟村環境エネルギー室 (担当: 畠山)

TEL:0185-45-2115 FAX:0185-45-2162

電子メール:g-kankyo@ogata.or.jp

評 価 基 準

評価項目	評価事項	基準点
① 実施体制	技術者数、実施体制、配置予定者数、業務実績等	25
② 配置技術者等の 経験や能力	配置技術者の資格、経験、業務実績等	25
③ 業務実施方針 及び方法	調査・計画工程及び技術提案内容(適格性・実現性)、 取り組み意欲、計画の理解度、参考見積価格等	25
④ 本業務の推進 にあたっての課題 認識と提案事項	課題認識に対する適切な検討方針及び解決方策	25
合 計		100